

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－1	研究管理		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞ 研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

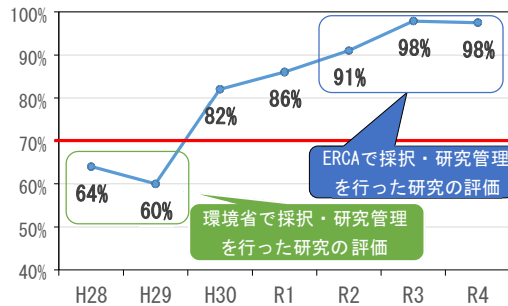
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を 70％以上	第３期中期目標期間中５年間の実績平均値：62％	86％	91％	98％	98％		決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	
＜関連した指標＞								経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数	—	平成 29 年度実績：18 件	調査対象 ^{（※1）} 53 件中 38 件	調査対象 ^{（※1）} 42 件中 23 件	調査対象 ^{（※1）} 40 件中 27 件	調査対象 ^{（※1）} 42 件中 31 件		経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件	—	平成 29 年度実績：3 件	8 件	6 件	14 件	18 件		行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	

	数														
	他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	—	平成 29 年度委員会出席実績：無し	3 回	3 回	3 回	3 回			従事人員数	10	10	10	23	
	プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合への参加課題数等	—	平成 29 年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加								
	研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動	—	平成 29 年度実績：1 回	1 回	1 回（※2）	2 回	2 回								
	一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数	—	平成 29 年度実績：無し	1 回		2 回	3 回								
	研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	—	平成 29 年度実績：2 回	1 回	0 回 資料の HP 掲載により周知	1 回	1 回								
	実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	—	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題 代替措置とした書面検査は 5 課題	47 課題 代替措置とした書面検査は 19 課題	66 課題								

※1 環境省が実施した追跡評価において、「環境政策への反映状況」に関する設問に回答した課題を調査対象件数とする。

※2 研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて 1 回開催

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																													
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																							
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）																																					
	（１）研究管理 （Ａ）環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を７０％以上（前中期目標期間中５年間の実績平均値：６２％） ＜定量的な目標水準の考え方＞ （a）第４期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。	（１）研究管理 （Ａ）環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度７０％以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 事後評価の実施に当たっては、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。 ② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（ＫＯ）会合やアドバイザーボード（ＡＤ）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（ＰＯ）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。 ③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げる	＜主な定量的指標＞ 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を ７０％以上（前中期目標期間中５年間の実績平均値：６２％）	＜主要な業務実績＞ （Ａ）事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度７０％以上を確保 新型コロナウイルス感染症の拡大の中でも、当初想定した研究成果を研究期間内で得られるよう、web会議システムを積極的に活用し、プログラムオフィサー等による研究者支援を継続して実施した結果、事後評価において上位２段階の評価を獲得した課題数の割合は９４％（令和元年度～令和４年度の全評価課題）となり、第４期中期計画に掲げる目標を大きく上回ることができた。（対第４期中期計画目標値１３４％）  ① 客観性・定量性を高めた新評価方法の導入 令和２年度の中間評価から客観性・定量性を高めた新評価方法を試行した。試行結果を検証し、評価基準の明確化、適切な統計的处理方法の採用など、評価の精度、客観性をより一層向上するための改良を行い、令和３年度の中間・事後評価から新評価方法を本格導入した。 また、令和５年度以降の中間・事後評価の実施方法について、複数の研究領域に跨る研究評価に対応するため、各研究領域の評価委員が評価できる効率的な評価方法の導入に向けて見直しを行った。 ② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で研究開始に遅れが生じないよう、Web 会議システムを活用してキックオフ（ＫＯ）会合を開催し、プログラムオフィサー（以下「ＰＯ」という。）は７月までに開催された全てのＫＯ会合に出席し、研究の進め方等に関する助言を行った。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による研究計画の変更について、柔軟かつ適切に対応する措置を講じた。 ③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しな	＜自己評価＞ 評定： S 平成 28 年度に環境省から ERCA に環境研究総合推進費が業務移管された後、研究費の新たなルールを導入し、研究費の利便性の向上を図るとともに、プログラムオフィサーによる専門性の高い運営体制を構築し、研究者への支援体制を強化してきた。その結果、移管前に比べて応募件数の増加、事後評価結果の向上、特許件数の増加など、研究内容の「質」において、中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果を得た。 また、推進費の実績が評価され、ERCA は、次期（第 3 期）SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の FS の実施にあたり、独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省の所管法人として、初めてこれに取り組み、取りまとめた戦略及び研究開発計画案が、ガバニングボード（内閣府）より高い評価を獲得し、令和 5 年度から始まる第 3 期 SIP における研究推進法人として指定されるという、質的に顕著な成果を得た。 以上のことから、自己評価を S とした。 具体的には次のとおり。 （１）研究成果の最大化 新型コロナウイルス感染症の拡大する中であっても、研究期間内に当初に設定した研究成果が得られるよう、オンラインにより、プログラムオフィサー（ＰＯ）による研究者への支援を継続して実施した結果、事後評価において上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合（平均値）は 94％となり、中期計画に掲げる目標値 70％（前期中期目標期間の平均値 62％）を大きく上回ることができた。 研究者への支援では、当該中期目標期間に終了した課題のうち、研究期間 3 年間の 2 年目の中間評価において、下位の評価（B 評価以下）を受けた研究課題 12 課題について、ＰＯによる指導・助言の下、中間評価における意見等を研究内容に反映し	<table><tr><th>評定</th><th>S</th></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">平成 28 年度に環境省から ERCA に環境研究総合推進費が業務移管され、この第 4 期中期目標期間（R 1 ～R 5 ）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務を ERCA 内で滞りなく実施した。</td></tr><tr><td colspan="2">業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。</td></tr><tr><td colspan="2">研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94％で、中期計画に掲げる目標値 70％を大きく上回った。</td></tr><tr><td colspan="2">研究成果の環境政策への反映の点では、ERCA で採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は 74％となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53％）と比べて、大幅に向上した。</td></tr><tr><td colspan="2">これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（ＰＯ）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。</td></tr><tr><td colspan="2">また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web 会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。</td></tr><tr><td colspan="2">加えて、当初目標にはなかった SIP 業務について、令和 4 年度実施の FS においてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第 3 期 SIP の課題として成立するとの評価を得て、令和 5 年度からは本格的に実施している。</td></tr><tr><td colspan="2">以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が流行する中にも関わらず、環境研究総合推進費に係る業務について多様な取組により、当初目標や移管前に比して多大な実績があった。</td></tr><tr><td colspan="2">さらに、当初目標には無かった SIP 業務について追加的に実施した。</td></tr><tr><td colspan="2">当初目標を大きく上回る成果を上げ、令和 5 年度も同等以上の成果が見込まれることから、見込評価は「S」とする。</td></tr><tr><td colspan="2">＜今後の課題＞</td></tr><tr><td colspan="2">今期の目標値である「５段階中上位 2 段階の評定を獲得する課題数の割合 70％以上」については、令和 4 年度実績は 98％であり、上限である</td></tr></table>	評定	S	＜評定に至った理由＞		平成 28 年度に環境省から ERCA に環境研究総合推進費が業務移管され、この第 4 期中期目標期間（R 1 ～R 5 ）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務を ERCA 内で滞りなく実施した。		業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。		研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94％で、中期計画に掲げる目標値 70％を大きく上回った。		研究成果の環境政策への反映の点では、ERCA で採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は 74％となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53％）と比べて、大幅に向上した。		これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（ＰＯ）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。		また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web 会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。		加えて、当初目標にはなかった SIP 業務について、令和 4 年度実施の FS においてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第 3 期 SIP の課題として成立するとの評価を得て、令和 5 年度からは本格的に実施している。		以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が流行する中にも関わらず、環境研究総合推進費に係る業務について多様な取組により、当初目標や移管前に比して多大な実績があった。		さらに、当初目標には無かった SIP 業務について追加的に実施した。		当初目標を大きく上回る成果を上げ、令和 5 年度も同等以上の成果が見込まれることから、見込評価は「S」とする。		＜今後の課題＞		今期の目標値である「５段階中上位 2 段階の評定を獲得する課題数の割合 70％以上」については、令和 4 年度実績は 98％であり、上限である		<table><tr><th>評定</th><th>－</th></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr><tr><td colspan="2">＜その他事項＞</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	＜評定に至った理由＞		－		＜その他事項＞		－	
評定	S																																												
＜評定に至った理由＞																																													
平成 28 年度に環境省から ERCA に環境研究総合推進費が業務移管され、この第 4 期中期目標期間（R 1 ～R 5 ）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務を ERCA 内で滞りなく実施した。																																													
業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。																																													
研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94％で、中期計画に掲げる目標値 70％を大きく上回った。																																													
研究成果の環境政策への反映の点では、ERCA で採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は 74％となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53％）と比べて、大幅に向上した。																																													
これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（ＰＯ）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。																																													
また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web 会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。																																													
加えて、当初目標にはなかった SIP 業務について、令和 4 年度実施の FS においてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第 3 期 SIP の課題として成立するとの評価を得て、令和 5 年度からは本格的に実施している。																																													
以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が流行する中にも関わらず、環境研究総合推進費に係る業務について多様な取組により、当初目標や移管前に比して多大な実績があった。																																													
さらに、当初目標には無かった SIP 業務について追加的に実施した。																																													
当初目標を大きく上回る成果を上げ、令和 5 年度も同等以上の成果が見込まれることから、見込評価は「S」とする。																																													
＜今後の課題＞																																													
今期の目標値である「５段階中上位 2 段階の評定を獲得する課題数の割合 70％以上」については、令和 4 年度実績は 98％であり、上限である																																													
評定	－																																												
＜評定に至った理由＞																																													
－																																													
＜その他事項＞																																													
－																																													

		ための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。		どのフォローアップの実施 中間評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は97%（令和元年度～令和4年度の全評価課題）となった。 第4期中期計画期間中に終了した課題のうち、中間評価で指導対象の下位3番目以下（B以下）の評価を受けた課題は12課題あったが、研究成果・評価をより一層向上できるよう、POの指導・助言の下、環境研究推進委員会の意見等を今後の研究に反映させた結果、うち8課題が事後評価でA評価となった。	た結果、8課題が事後評価においてA評価につながった。 （2）研究成果の環境政策への反映・社会実装 環境政策への反映状況では、環境省に研究過程の段階から積極的に情報提供をしていくことにより、研究終了後の3年後に実施した追跡調査において、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は74%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。 また、技術開発課題における特許件数の増加に合わせて、令和3年度から他の研究開発法人との共催により、企業を対象にした説明会（新技術説明会）を定期的に開催し、研究者と企業とのマッチングを行なった結果、これまでに2課題について共同研究開発に進展があった。 さらに、業務移管後の研究成果について、データベース化を図り、研究者、研究機関、自治体及び企業等の担当者が検索できるようシステムを構築してホームページに公開し、研究内容へのアクセス向上を図った。 加えて、国際シンポジウム（ISAP2021/2022）を通じて東南アジアなど海外に向けて情報発信に努めた。 （3）次期SIPのFSの実施 これまでSIPの研究推進法人は独立行政法人（研究開発法人）が担ってきたが、次期SIPのFSの実施にあたり、独立行政法人（中期目標管理法人）として初めて、ERCAが指定を受け、SIPに取り組んだ。 令和4年度のFSでは、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」に係る戦略及び研究開発計画案を取りまとめ、ガバニングボード（内閣府）に提出した。 ガバニングボードでの集中討議の結果、15課題の戦略及び計画案の総合評価では、A評価8課題、B評価7課題のうち、他の法人が5～10年にわたり継続してSIPに参画する中で、ERCAは初めてSIPに参画する研究推進法人として「A」評価を獲得し、	100%に近い値となっている。 今後は、より具体的な社会実装の更なる取組を推進することを期待する。 <その他事項> なし。	
(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理を実施するため、以下の取組を行う。	他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理の実施	① 政策検討状況の情報提供、助言等 KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、進捗状況に応じてPOから助言を行うなどフォローアップを行った SIPは、科学技術イノベーション実現のために平成26年度に創設した国家プロジェクトであり、総合科学技術・イノベーション会議（議長内閣総理大臣）が令和5年度から開始予定の次期（第3期）SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）において、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となり、令和4年度は、そのフィージビリティスタディ（以下「FS」という。）が実施された。これまでSIPの研究推進法人は研究開発法人が担ってきたが、FSの実施にあたり、環境再生保全機構は、独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省所管の法人として初めてSIPの研究管理に取り組むこととなった。 FSでは、PD候補の下、企業等から提出されたRFI（Request For Information）77提案の評価・分析を行い、RFI提出企業等29社に対しヒアリングを実施、FS実施方針（案）を策定し、内閣府の検討タスクフォース（検討TF）の決定を受けて以下のとおり実施した。 ●基礎調査と個別テーマ調査 基礎調査では、国内外の取組事例の調査・整理、サーキュラーエコノミーの構築に係る社会課題及び解決方法について調査を行うとともに、個別テーマ調査では、技術実現性やサブ課題の成立可能性等について調査を行った。	（推進費に係る指標） (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成29年度実績：18件） (SIPに係る指標） (b1) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	(推進費に係る指標） ①推進費において、環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）において、機構が研究推進法人として指定された研究課題について、研究開発計画に沿ってプログラムディレクター（PD）の方針に従い、研究開発を推進する。 （推進費に係る指標） 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数平成29年度実績：18件）	

			●コアメンバー会議の開催 PD 候補、サブ PD 候補、戦略コーディネーター、学識経験者、内閣府ほか関係府省及び研究推進法人である ERCA により構成され、次期 SIP の実施に向け、基本方針、FS 実施方針、研究開発計画書案を策定する他、FS の進捗を管理する会議体で、毎週一回開催し FS 実施期間中に 23 回開催した（FS 参加企業も含めた全体会議は毎月 1 回開催）。 ●ワークショップの開催 FS 担当機関に対し、SIP の狙い、CE 動向など基礎情報の共有を通じて、本プロジェクトに関する共通認識を持ち、個別テーマの目標設定やテーマ間連携の検討に資する基礎情報の共有を目的に開催した。 第 1 回（9/22） ・SIP の狙い、CE 基礎調査・全体像案の共有、CE と TCFD/TNFD、パネルディスカッション 第 2 回（10/27） ・マトリックスマネジメント、計測技術開発、富岳利用、計算・モデリング・データプラットフォーム、パネルディスカッション ●タウンミーティングの開催「生活に身近な問題からプラスチックの未来を考えよう」 タウンミーティングを通じて、消費者の行動変容における課題を抽出し、研究開発計画案の作成に資することを目的に開催した。 令和 4 年 10 月 9 日（日） 東京ドームシティ ラクーア ガーデンステージ ●サイトビジットの実施 サーキュラーエコノミーに資する国内の先進事例（8 カ所）の視察を行い、企業代表や技術担当責任者との意見交換を通じて、課題の整理とデジタル化の現状把握など、必要な情報を収集した。 これら FS の調査結果に基づき、戦略及び研究開発計画案を作成し、ガバニングボード（内閣府）での集中討議の結果、15 課題の戦略及び計画案の総合評価では、A 評価 8 課題、B 評価 7 課題のうち、他法人が継続して SIP に参画するなか、初めて SIP に参画する研究推進法人として A 評価を獲得することができた。 また、評価コメントでは、当該課題候補は課題として成立すると評され、次期（第 3 期）SIP の研究推進法人として、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官から、令和 5 年 1 月 27 日に正式決定された。	次期 SIP の課題として成立するとの評価を得ることができた。 また、令和 5 年度以降の研究開発を円滑に進めるため、公募、契約、評価、研究進捗管理等を行うための研究支援体制を整備した。 （以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （１）研究成果の最大化 ○PO の支援については、オンラインによるアドバイザリーボード（AD）会合の充実、中間評価結果のフォローアップ、若手研究者への半期報やサイトビジット（研究視察）の実施など、研究者の支援に継続して取り組んだ結果、事後評価において上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合は 94%（R1～R4 年度の全評価課題）となり、中期計画に掲げる目標を大きく上回ることができた。（対第 4 期中期計画目標値 134%） ○ 新型コロナウイルス感染症の影響で研究開始に遅れが生じないよう、オンラインも活用して、PO は全てのキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合に出席し、研究の進め方等について助言を行った。 （２）研究成果の環境政策への反映・社会実装 ○環境政策への反映の一例として、令和 4 年度では、統合領域での研究では、日本固有の事情に即した SDGs ローカル指標及び自治体における SDGs 達成に向けた取組や成功事例を登録・検索・共有することを可能とする「ローカル SDGs プラットフォーム」を開発し、内閣府の「地域創成 SDGs ローカル指標リスト」として公表されたほか、本研究で構築したデータが大阪府の SDGs ビジョンや沖縄県の SDGs アクションプランの策定に活用された。 （３）次期 SIP の FS の実施 ○SIP では、企業から提出された RFI 77 提案の分析・評価を行い、FS 実施方針（内閣府 検討 TF 決定）に基づき FS を実施し、戦略及び研究開発計画案を作成し内閣府に提出した。（コアメンバー開催回数 23 回、ワークシヨ	
（推進費に係る指標） （b2）研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件）	② 産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。	（推進費に係る指標） 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件） （SIP に係る指標） 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	② 知的財産出願数件数の把握 機構に業務移管された平成 29 年度以降に実施された研究課題について、令和 4 年度末までに研究機関から出願された知的財産出願件数は 50 件であった。 把握した技術開発成果（知財）は、新技術説明会で紹介するなどし、研究者と企業とのマッチングを行った。その結果、令和 3 年度の新技術説明会で発表した 5 課題のうち 2 課題について共同研究開発等の進展が見られた。		

(SIPに係る指標) (b2) コアメンバー会議の開催回数		(SIPに係る指標) コアメンバー会議の開催回数	
--	--	---	--

	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 (推進費に係る指標) (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29 年度実績：1 回） (SIP に係る指標) (c1)SIP に関する情報発信回数	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。 ① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。	研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 (推進費に係る指標) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29 年度実績：1 回） (SIP に係る指標) SIP に関する情報発信回数	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 ①研究成果の普及 終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書等を機構のホームページで公表した。また、環境省が推薦した課題については、研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。 また、研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動としては、実施中の研究課題と関連性の高い学会と連携の上、シンポジウム等を合同で開催した（R1・R2：環境科学会年会、R3：日本衛生学会、R4：日本環境共生学会） 令和3年度より、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」（経済産業省、文部科学省、環境省が設立し、約 200 の大学等が参加）に幹事機関として参画し、各大学の取組の情報を収集した。 ② 「国民との科学・技術の対話」の支援 各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した（110件）。 また、令和3年度より、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、「ISAP2022（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」（IGES主催）のテーマセッションを開催した。 ③ 機構による国民対話の推進及び情報発信 毎年、環境イベント「エコプロ」を地球環境基金等と合同開催し、自治体や企業を含む一般の国民に広く情報発信した。また、令和元年度には、放送大学と共同で研究成果の番組コンテンツ「SDGsの地域実装に関する研究」を作成し、情報発信した（放送大学BSチャンネルで10回放送）。令和3年度より、研究成果の社会実装を目指して「川崎国際環境技術展」、「新技術説明会」（JST共催）に新たに出展し、研究者と企業とのマッチングの機会を提供した（5課題中2課題において共同研究開発等の進展有り）。 令和4年度には、推進費ホームページをリニューアルし、業務移管後の全ての研究課題の報告書、発表スライド等について、データベース化を図り、研究者や研究機関、自治体及び企業等の担当者が検索できるようシステムを構築し、ホームページに公開した。また、訴求力の高いイベント・プレスリリースのページを作成するなど、推進費の実施状況や最先端の科学的情報を提供できるプラットフォームを構築した。研究成果等の情報発信強化のため、SNS（Twitter）の運用を開始した。 毎年、推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「推進費パンフレッ			
	(推進費に係る指標) (c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）	② 実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。 ③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。	(推進費に係る指標) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）				

	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止 (推進費に係る指標) (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回） (SIP に係る指標) (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数 (推進費に係る指標) (d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題） (SIP に係る指標) (d2) 実地検査を実施した研究課題数	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。 ② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行う。	研究費の適正執行及び研究不正の防止 （推進費に係る指標） 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回） （SIP に係る指標） 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数 （推進費に係る指標） 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題） （SIP に係る指標） 実地検査を実施した研究課題数 <その他の指標> — <評価の視点> —	ト」を制作し、各研究機関、大学等に配布した。 （D） 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組 ①使用ルールの周知徹底 研究費の使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び研究機関の会計事務担当者向けの事務処理説明会を開催した。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても、会計ルールの主要ポイントを示した資料を作成し機構ホームページでの周知や、オンラインで開催するなどし、工夫を行いつつ実施した。 ②実地検査の実施 研究機関における適正な研究費の執行の確認及び指導のための実地検査を、毎年度策定する実地検査計画に基づき、実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置が発せられ、実地による検査ができない場合においては、代替措置として書面を取り寄せた書面検査を実施し、これらにより実地検査計画に基づいた検査を滞りなく完了した。なお、環境省から機構への業務移管後初めてとなる研究費の不正使用事案については、「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」に基づき、迅速に不正を行った者に対する処分（環境研究総合推進費への申請等資格の制限）を行うとともに、研究機関に対して研究費の返還請求を行った。			
--	--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

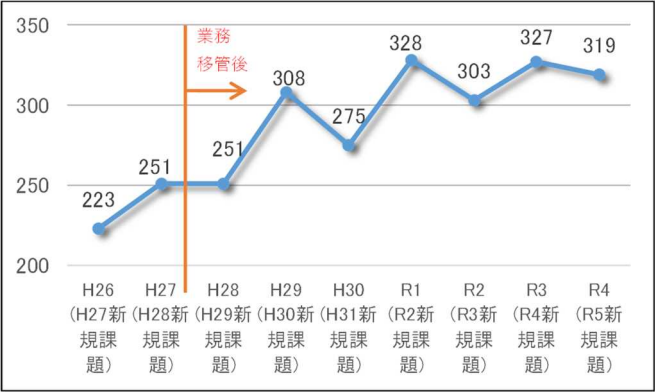
1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－2	推進費の公募、審査・評価及び配分事務		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、困難度	<難易度：高> 応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 2 割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
<評価指標>								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	
高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中５年間の水準以上を確保	—	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：261 件／年	328	303	327	319		決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32 件以上／年	業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件／年	53	54	51	60		経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	
<関連した指標>								経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	
外部有識者委員会の開催回数	—	平成 29 年度実績：3 回／年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各 2 回／年	委員会 3 回／研究部会 11 回（領域毎の研究部会各 2 回／年）※	委員会 3 回／研究部会 13 回（領域毎の研究部会各 2 回／年）※	委員会 4 回／研究部会 19 回	委員会 3 回／研究部会 17 回		行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	
新規課題説明会の開催回数	—	平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回／年	1 回	0 回 資料の HP 掲載により周知	1 回	1 回		従事人員数	10	10	10	10	
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等	—	平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日	5/31	6/11	6/14	6/14							

	手続の完了日													
--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
 注２）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※各３回/年を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により延期したため各２回/年となったもの。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)								
	(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分業務	(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分業務	主な定量的指標>高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年)	<主要な業務実績>	<自己評価>評価: A	評価	A	評価	—							
	(A)高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年)	(A)行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。		(A)第3期中期目標期間中5年間の応募件数(実績平均値:261件以上)の水準以上を確保	環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、毎年、政策ニーズに対応した公募区分の見直し(カーボンニュートラル課題、ミディアムファンディング枠、若手枠300万枠の新設)を行い、新規課題を公募した結果、毎年300件件(戦略研究プロジェクトを除く)を超える申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値(261件)を上回った。	平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管さて以降、研究内容の「質」を確保するため、採択課題の裾野となる公募の応募件数の拡大や、若手研究者の応募件数の拡大といった、「量」を確保する取組を継続して行い、中期計画の所期の目標を上回る成果が得られたことから、自己評価をAとした。 具体的には、次のとおり。	<評価に至った理由>平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管され、この第4期中期目標期間(R1~R5)において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務をERCA内で滞りなく実施した。		<評価に至った理由>—							
	<定量的な目標水準の考え方>(a)応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保するという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。	①研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。 ②公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。	革新型研究開発(若手枠)の応募件数を32件以上/年確保	 <table><tr><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr><tr><td>53件</td><td>54件</td><td>51件</td><td>60件</td></tr></table>	R1	R2	R3	R4	53件	54件	51件	60件	(1)公募の応募件数「質」の高い研究を確保するため、推進費の応募件数の増加につながる取組として、公募説明会を各地で開催するとともに、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかにあっても、オンラインによる説明会を開催した。 また、応募を検討している研究者を対象に、プログラムオフィサー(PO)による個別相談会を開催するなどきめ細やかな支援を継続して行った。 さらに技術開発分野だけではなく、人文・社会科学分野など多様な研究を採択できる仕組みづくりとして、公募区分の新設を行うなどの取組を積極的に行った結果、前中期目標期間の実績(平均値261件)を上回る応募件数319件;22%増)を確保することができた(令和4年度実績)。 (2)若手研究者の応募件数・育成若手研究者からの応募について、人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、革新型研究開発(若手枠)に新たに300万円以内の申請枠を設けるなどの見直しを行った結果、目標を上回る60件(中期計画目標値32件以上/年に対し88%増)の応募を獲得することが	<評価に至った理由>平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管され、この第4期中期目標期間(R1~R5)において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務をERCA内で滞りなく実施した。 業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。 高い研究レベルを確保するため目標としていた応募件数については、移管前に比べて増加傾向であり、令和4年度実績では、前中期目標期間の実績(平均値261件)を上回る応募件数319件;22%増)を達成した。 革新型研究開発(若手枠)の応募件数を見ると、目標を大きく上回る60件(目標値32件以上に対し88%増)を達成した。 これらの実績は、ミディアムファンディング枠、若手枠(300万枠)の新設等の公募区分の見直し、オンライン導入等による広範かつ効果的な広報の実施等の取組の結果として得られたもので、高く評価できる。 また、予算の弾力的な執行による利便性の向上について、環境省で実施する追跡調査等において、使い勝手が良くなった等の意見が見られ、ERCA移管による改善効果が示されている。 新型コロナウイルス感染症の流行する中にも関わらず、移管前に比して業務が改善され、当初目標を上回る成果を上げており、令和5年度も同等以上の成果が見込まれることから、見込評価は「A」とする。 <今後の課題>環境政策貢献型の競争的研究費として、ニーズ主導によるイノベーションの創出が期待できる研究課題が確保されるよう、環境省と連携をしながら、引き続き、必要に応じた改善を図りつつ適正かつ着実に業務を遂行することを期待する。 <その他事項>なし。		<その他事項>—
R1	R2	R3	R4													
53件	54件	51件	60件													

	＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)政府方針において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では(a)のとおりの高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。 (c)研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。 ② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。 (c) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施 外部有識者委員会の開催回数（平成 29 年度実績：3 回/年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各 2 回/年）	① 若手研究者による研究採択枠の確保 若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）については毎年、第 3 期中期目標期間の採択枠（平成 30～31 年度新規課題の平均）を上回る規模に拡大し、公募を行った。また、令和 3 年度より、若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに応えるため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士課程取得後の年数やライフイベント（出産・育児等）を考慮した要件を加え、より応募しやすい環境を整備した。また、令和 4 年度からは新たに 300 万円/年の申請枠を設定し、多用な分野・規模の研究が採択できる仕組みを導入した。 ② 若手研究者の育成支援 若手枠の 300 万円枠の新設や、推進費により雇用された若手研究者が研究に従事するエフォートの 20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度を導入し、公募説明会等で積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、P O による研究計画書の作成や研究マネジメント等の講習を実施した。また、若手研究者から半期ごとに提出されるレポート（半期報）で報告された研究実施上の課題や問題点などについて P O が指導・支援し、必要に応じてサイトビジットを行った。 (c) 透明で公正な審査・評価の実施	できた。（令和 4 年度実績） また、民間企業の研究者で社会人後に博士号を取得するなど、多様なキャリア形成に対応するため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士号取得後の経過年数や出産や育児などのライフイベントを考慮した要件を新たに加え、より研究者が応募しやすい環境を整備した。 若手研究者に対しては、半期毎に研究進捗に応じて P O が助言を行う等きめ細かな支援を行った結果、若手枠課題（16 課題）の事後評価では、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた。（令和 4 年度実績） （以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （１）公募の応募件数 ○ 公募説明会は、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかにあってもオンラインで開催するとともに、説明会に参加できない方には動画を公開することで、従前の対面での説明会と比べ、多くの研究者、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）の参加を得ることができた。（H30：公募説明会 205 名 ⇒ R4：公募説明会 623 名、動画再生回数 466 回） ○ 研究者が申請に十分な準備期間を確保することができるよう、公募開始の 2 カ月前から、公募の概要を周知し、さらに、応募を検討している研究者を対象に、P O による個別相談会をオンラインで実施した。相談があった 53 件のうち、38 件の応募があった。 （２）若手研究者の応募件数・育成 ○ 若手枠について、民間企業の研究者で社会人後に博士号を取得するなど、多様なキャリア形成に対応するため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士号取得後の経過年数や、出産や育児などのライフイベントを考慮した内容を新	
--	--	---	---	--	---	--

	(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 ＜関連した指標＞ (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年） (d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日）	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。 ① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。 ② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	予算の弾力的な執行による利便性の向上 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年） 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	エ．採点結果の統計処理手法の見直し・採点基準の明確化 統計処理による偏りの補正を改善するため、複数の統計処理手法を用いてシミュレーションを行い、安定した補正結果が得られる統計処理手法（偏差平均法）を導入した。また、採点基準に定性的な説明文を付与し、全評価委員において統一的な認識が図れるよう、見直しを行った。 (D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 ①予算の弾力的執行と利便性の向上 研究をより効果的・効率的に推進できるよう、同一のサブテーマにおいて研究分担者が複数の研究機関から参画できるよう研究実施体制の見直しや、研究代表者が産休・育休などのライフイベントで一時的に研究を停止せざるを得ない場合に、研究期間の延長を認める措置を講じた。また、PI 人件費制度、パイアウト制度を新たに導入するなど、競争的研究費の共通使用ルールに対し迅速に対応した。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、委託研究契約等に基づき研究機関等から提出される会計実績報告書の期限延長や、研究計画の一部が実施できず、想定した研究成果を上げることが困難な場合においては、研究期間の延長及び研究費の繰越しを認める措置を講じた。 新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究公正も含めた研究費使用ルールの周知徹底を図った。 ②契約事務等の早期化による研究費の早期執行 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図ることとしている。新型コロナウイルス感染拡大の影響により出勤制限のある中においても、極端に遅れることなく契約書等を発送した。また、研究費についても、相手方の事情により手続きができなかったものを除き、期日どおりに支払いを完了した。	たに加え、より研究者が応募しやすい環境を整備するとともに、令和 4 年度からは、それまでの 600 万円／年の申請枠の他、300 万円／年の申請枠を新設し、人文・社会科学分野を含む多様な分野・規模の研究が採択できる仕組みを導入した。 その結果、若手枠への申請件数は前期中期目標期間の実績（平均値 32 件）を上回る実績（中期目標期間における平均値 55 件）を確保することができた。 ○ ミディアムファンディング枠、若手枠など申請枠の増設に対応するため、事前・中間・事後評価に係る評価委員の増員や、専門部会を新たに設置するなど体制の強化を図るとともに、採点方法について、それまでの統計処理における偏りを改善するため、統計処理の専門家を交えてシミュレーションを行い、新たな統計処理方法（偏差平均法）を導入することで、公正・公平な採択の確保に努めた。 ＜課題と対応＞ ○ 環境政策貢献型の競争的研究費として、行政ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、公募要領等において環境省の他の研究開発資金等との棲み分けを明確にしつつ、研究者が行政ニーズに関する認識を一層深めることができるよう、公募前から個別相談会を通じて周知していくほか、公募期間、事前審査の段階において研究者に確認を求めている。 ○ また、革新型研究開発（若手枠）については、制度評価フォローアップ専門部会（環境省）の提言を踏まえ、若手研究者の応募拡大に向けた検討を行う。	
--	---	---	---	---	--	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅱ－1	経費の効率化			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費	▲8.125%以上	平成30年度予算	▲17.1%	▲23.8%	▲11.7%	▲25.3%		除く人件費、効率化除外経費等
	業務経費	▲5%以上	平成30年度予算	▲12.2%	▲23.9%	▲19.0%	▲18.8%		除く人件費、効率化除外経費等

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 経費の効率化	(1) 経費の効率化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定	B	評定	－
	①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125％以上の削減を行うこと。	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125％以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間において前中期目標期間の最終年度比で 8.125％以上の削減を行うこと。	①一般管理費 i）一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125％以上）を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和4年度実績額（67百万円）は第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲25.3％となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ○ 中期目標、中期計画策定時に削減率や対象経費について検討を行い、削減目標を定めている。 ○ 第4期中期計画においては、 ・ 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125％以上の削減を行うこと。 ・ 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費及び石綿健康被害救済関係経費に	<評定に至った理由> 一般管理費及び業務経費について、中期計画の削減目標を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど取組を着実かつ適正に実施しており、中期目標に定めている削減目標の達成が見込まれる。 以上のことから、「B」評価とした。		<評定に至った理由> － <その他事項> －	
	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以	公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム	② 業務経費 i）業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に	・ 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づ	<今後の課題> 業務が着実かつ適正に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き着実かつ適正に業務に取り組む。		<その他事項> 特になし。	

	外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜定量的な目標水準の考え方＞ これまで経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。	外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等）の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。	係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、中期計画の削減目標（▲５％以上）を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成した。 その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲18.8％（公健▲19.7％、石綿▲31.6％、研究▲24.5％、基金▲13.1％）となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	く義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこととされており、削減目標の達成のため、経費の削減を図っているところである。 ① 一般管理費 i）一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲25.3％となり、目標を上回る水準を達成した。令和５年度においても引き続き削減を行っていく。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。令和５年度においても引き続き実施していく。 ② 業務経費 i）業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲18.8％（公健▲19.7％、石綿▲31.6％、研究▲24.5％、基金▲13.1％）となり、目標を上回る水準を達成した。令和５年度においても引き続き削減を行っていく。 ii）業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。令和５年度においても引き続き実施していく。	
--	---	---	---	---	---	--

					<課題と対応> ○ 一般管理費及び業務経費とともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－2	給与水準等の適正化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	<関連した指標>								
	対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）	－	－	令和元年6月末公表値：105.9	令和2年6月末公表値：105.4	令和3年6月末公表値：107.9	令和4年6月末公表値：105.9		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 ＜関連した指標＞ 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。	(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	＜主な定量的指標＞ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・給与水準が適正かどうか。	＜主要な業務実績＞ 各年度、給与水準及び検証結果等について機構ホームページ上に公表した。 各年度の主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「適切な水準」であるとの評価を受けた。	＜自己評価＞ 評定：B 役職員給与の在り方について厳格に検証し、主務大臣に説明を行い、「適切な水準」との評価を受けた。また、国のガイドラインに基づき公表したことから、第4期中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。 ＜課題と対応＞ 給与水準については、透明性向上や説明責任が重要であることから、引き続き適正化に取り組むとともに、給与水準の検証を行い、結果については適切に公表する。	評定	B	評定	－
						＜評定に至った理由＞ 給与水準について、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が若干高いものの、大卒以上の職員や管理職が占める割合等が国と比べて高いこと等を鑑みると、適切な水準であると考ええる。 役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、業務実績評価結果が B 評価であることを鑑みると、適切な水準であると考ええる。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。			

			・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」等に基づき公表しているか。				
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
Ⅱ－3		調達の合理化												
当該項目の重要度、困難度		－				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー				令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203				

(単位：件、百万円)

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
① 調達等合理化計画の実施状況														令和元年度～令和4年度の 累計件数／金額
競争性のある契約	－	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	(70.0%) 35	(92.1%) 913	(73.8%) 31	(89.1%) 465			124 件／2,644 百万円
うち競争入札等	－	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	(52.0%) 26	(46.3%) 459	(64.3%) 27	(38.1%) 199			100 件／1,568 百万円
うち企画競争・公募	－	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	(18.0%) 9	(45.8%) 454	(9.5%) 4	(51.0%) 266			24 件／1,076 百万円
競争性のない随意契約	－	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	(30.0%) 15	(7.9%) 78	(26.2%) 11	(10.9%) 57			46 件／325 百万円
合計	－	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	(100.0%) 50	(100.0%) 991	(100.0%) 42	(100.0%) 522			170 件／2,969 百万円
②一者応札・応募の状況														
2 者以上	－	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295	(74.3%) 26	(60.2%) 550	(83.9%) 26	(84.8%) 394			100 件／1,954 百万円
1 者	－	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71	(25.7%) 9	(39.8%) 363	(16.1%) 5	(15.2%) 71			24 件／691 百万円
合計	－	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366	(100.0%) 35	(100.0%) 913	(100.0%) 31	(100.0%) 465			124 件／2,644 百万円

(注1) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 各年度の上段 () 書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(3) 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。 ＜関連した指標＞ 競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。	(3) 調達の合理化 ① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。 また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。	＜主な定量的指標＞ 競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞ ① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、各年度において調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 i) 随意契約の状況 令和元年度から令和4年度までにおいて、契約件数170件、契約金額約2,969百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた46件、約325百万円の契約を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)として調達を実施した。 ii) 一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。 (ア) 公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。 (イ) 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 (ウ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。(メールマガジン登録者数282者：令和5年3月末時点) iii) 入札参加機会拡大のための取組み (ア) 環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。 (イ) 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情	＜自己評価＞ 評定：B 以下により、中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ① 調達の競争性・透明性の確保 令和元年度から令和4年度までに締結した契約170件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた46件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付した。 また、競争性のない随意契約46件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 ② 調達等合理化の取組の推進 各年度に契約監視委員会を開催し、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、策定・公表を行った。 また、令和元年度から令和4年度までに締結した契約170件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告し、公表を行った。 調達にあたっては、入札参加機会拡大の取組みを図るとともに、一括調達など効率的かつ効果的な調達を実施した。 ＜課題と対応＞ ○ 推進体制の見直し 審査の効率性を図るため、契約手続審査委員会の見直しを図る。 ○ 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、	評定 B ＜評定に至った理由＞ 各年度に締結した契約において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められ場合を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付している。また、競争性のない随意契約については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされていると考えられる。 各年度に契約監視委員会を開催し、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、策定・公表を行っている。また、令和元年度から令和4年度までに締結した競争性のある契約については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定 － ＜評定に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －		

		② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。 i) 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保さ	報の入手経路や入札参加状況等の回答を踏まえ、入札参加機会の拡大を図った。 iv) 効率的かつ効果的な調達 機構内で共通するコピー用紙、仕切紙及び消耗品について、スケールメリットの観点から一括調達を実施した。また、機構が契約していた複数の外部倉庫について、費用の確認・比較検討を踏まえて、適正かつ効率的な管理一元化のため一括調達を実施した。 v) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、一般競争入札等における郵送による入札の拡充や入札説明書等の資料の交付をメール送信とするなど、これまでの対面による調達事務について見直しを図った。 ② 調達等合理化の取組の推進 i) 随意契約に関する内部統制の確立 ○ 該当事案に係る審査の厳格化 令和元年度から令和 4 年度までにおける競争性のない随意契約 46 件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。【契約手続審査委員会による審査の件数:46 件（全件）】 ii) 契約に係る審査体制の活用 (ア) 機構内における審査体制 a. 契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会（同分	契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切な PDCA サイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。 また、内部向け契約事務マニュアルの改訂等も踏まえ、今後も引き続き、不祥事発生の未然防止に取り組んでいく。	
--	--	--	--	---	--

		れることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。		科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、令和元年度から令和4年度までに、本委員会108回、分科会56回を開催し、計197案件の審査を実施した。 また、一般競争入札（総合評価落札方式）及び企画競争の評価・採点結果に係る審議を「持回り審議」から「メール審議」に変更することで事務の効率化を図った。 b. その他の審査等 ・少額随意契約案件の審査 少額随意案件（少額随意契約の基準金額以下）は、財務部において全件審査を実施した。 ・1,000万円以上の予定価格の設定 1,000万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。 ・契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経てホームページで公表した。 (イ) 契約監視委員会による審査 令和元年度から令和4年度までにおける競争性のない随意契約46件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、各年度に開催した契約監視委員会において、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。 iii) 不祥事の発生の未然防止等のための取組 機構職員に対し契約事務研修を各年度に実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めた。新たに採用された機構職員に対しても、契約事務に関する研		
--	--	---	--	---	--	--

				修機会を設けた。また、環境省及び公正取引委員会から講師を招き、国の会計制度・契約制度等や官製談合防止法等に関する研修を実施した。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－4	情報システムの整備・管理		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	<関連した指標>								
	PMOの設置及び支援実績	—	—	—	—	—	令和４年度 12 月に設置し、関連規程の整備を令和５年度３月に実施。 支援実績：計８件		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(４) 情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 ＜関連した指標＞ PMOの設置及び支援実績	(４) 情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 PMOの設置及び支援実績 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	＜主な定量的指標＞ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 PMOの設置及び支援実績 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ １．デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、下記対応を実施した。 ・中期目標の変更案を策定(令和４年５月) ・PMO 設置等の体制整備方針案を情報セキュリティ委員会に諮り承認(令和４年 12 月) ・体制整備方針案を基に規程等改正を実施(令和５年３月)。 ２．令和４年度は、以下の情報システムを整備、更改中であり、所管部門に加え情報システム課もプロジェクトに参画し、支援を実施している。各システムの大半は下半期に整備、更改が完了予定となっている。 【整備(新規構築)案件】 ・文書管理システム(総務部)※令	＜自己評価＞ 評価：A デジタル庁の方針を踏まえ、速やかに PMO の精神を取り込み、規程等改正前から組織内のシステム整備案件、更改案件に対応した。これにより各情報システムを効率的、効果的に整備するとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えることが出来たことから、自己評価を A とした。 ○令和４年度の目標、計画変更に基づき、令和５年３月にPMO設置等の体制整備の根拠となる規程等の新規策定及び改正を実施した。 ○整備(新規構築案件)２件、更改案件 6 件について支援を実施し、各部における新規構築、更改に係る各プロジェクトを円滑かつ効率的に推進すること	評定	B	評定	－
						＜評定に至った理由＞ 令和４年度の目標、計画変更に基づき、令和５年３月に PMO 設置等の体制整備の根拠となる規程等の新設及び改正を実施し、整備(新規構築)・更改案件について支援を行い、各部における新規構築、更改に係る各プロジェクトを円滑かつ効率的に推進している。 また、従前より 1 者の運用保守に依存していた地球環境基金システムについて、従来の整備方針を見直し、ローコードツールを活用した整備方針にしたことで、システムの内製化を図るとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えた。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。		＜評定に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －	

				和5年1月稼働開始済。 ・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和4年 11月稼働開始済。 【更改案件】 ・勤怠管理システム（総務部）※令和5年7月稼働開始予定。 ・経理システム、債権管理システム（財務部）※令和4年 11月稼働開始済。 ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和5年1月稼働開始済。 ・石綿健康被害救済認定・給付システム（石綿健康被害救済部）※令和4年12月稼働開始済。 ・維持管理積立金システム（地球環境基金部）※令和5年3月稼働開始済。 ・地球環境基金管理システム（地球環境基金部）※令和5年度上半期稼働開始予定。 3．稼働中の情報システムについては、脆弱性情報の提供や運用保守定例会への参加等、安定稼働に向けた支援も実施した。 4．令和5年度には、機構の基幹LAN システムの更改に向けた調達が控えており、プロジェクトチーム編成の上、対応予定である。	で、遅延なく・大きな課題を残すことなく完了できた。 ○従前より1者の運用保守に依存していた地球環境基金システムについて、従来の整備方針を見直し、ローコードツールを活用した整備方針にしたことで、システムの内製化を図るとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えることが出来た。 ＜課題と対応＞ 令和5年3月時点で各部が保有する情報システムの整備、更改に係るプロジェクト管理を行える情報システム課の要員が2名であるため、新規要員の採用やOJT 等を通じた要員育成によりPMO 機能の拡充を図る。	
--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報
（注）「業務の電子化に関する目標」については、上記「第3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(１) 財務運営の適正化 自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 また、「第４業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。 ＜関連した指標＞ 勘定別の総利益や利益	(１) 財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 自己収入・寄付金の確保に努め、「第４ 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、別紙のとおり。	＜主な定量的指標＞ 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ・計画予算と実績について「第４業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	＜主要な業務実績＞ (以下、公害健康被害補償予防業務勘定は「公健勘定」、石綿健康被害救済業務勘定は「石綿勘定」、環境保全研究・技術開発勘定は「研究勘定」という。) ①適切な予算、資金計画等の作成 i) 令和元～４年度計画予算と実績 令和元～４年度（予算、収支計画、資金計画）については、別表のとおり。 ii) 運営費交付金債務の発生状況 令和４年度末の運営費交付金債務は 87 百万円である。各年度における主な発生要因は、公健勘定においてはシステム開発経費の繰越、研究勘定においては研究費の繰越や翌期への留保、基金勘定においては事業費の翌期への留保によるものである（翌期への留保は、令和２年度に新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ実施したもの）。 各勘定別の令和元～４年度の運営費交付金債務各期末残高は以下のとおり。 ・令和元年度末 公健勘定 34 百万円	＜自己評価＞ 評定：A 資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、機構の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、第４期中期目標期間（４年度目まで）において合計 355 億円購入し、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めたことから、自己評価を A とした。 ①適切な予算、資金計画等の作成 ○ 第４期中期目標に基づき、国からの財源措置及び自己収入、寄附金等の収入を踏まえた中期計画の予算及び資金計画を作成している。毎年度において国から財源措置された運営費交付金等を踏まえ年度計画予算を作成している。 ○ 第４期中期目標期間においては、中期計画に基づき、年	評定	A	評定	－
						＜評定に至った理由＞ 第４期中期目標に基づき、国からの財源措置及び自己収入、寄附金等の収入を踏まえた中期計画の予算及び資金計画を作成し、毎年度において国から財源措置された運営費交付金等を踏まえ年度計画予算を作成している。 第４期中期目標期間においては、中期計画に基づき、年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行っている。 また、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図り、業務の効率化に十分な努力がなされただけでなく、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っている。（金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和４年度 93.4%、平成 30 年度比 4.4 ポイント増） さらに、機構の経営理念に合致するものとして、その使途がグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトのための債券、または環境負荷が相対的に低いと判断される債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを令和元年度に行い、これらの取組みを毎年度段階的に実施した結果、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の購入を順次増加（令和４年度実績：令和元年度比 4.1 倍）させ、第４期中期目標期間（４年度目ま			

	剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。		研究勘定 230 百万円 基金勘定 ー百万円 ・令和２年度末 公健勘定 69 百万円 研究勘定 253 百万円 基金勘定 35 百万円 ・令和３年度末 公健勘定 75 百万円 研究勘定 85 百万円 基金勘定 ー百万円 ・令和４年度末 公健勘定 ー百万円 研究勘定 87 百万円 基金勘定 ー百万円 iii) 財務の状況 (ア) 総利益 令和元～４年度の総利益は4,339 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における一般債権以外の債権を回収したことによる貸倒引当金戻入、割賦譲渡利息収益や遅延損害金の雑益のほか、各勘定における業務の効率化による経費の縮減等によるものである。 各勘定別の総利益については、以下のとおり。 ・公健勘定 355 百万円 ・石綿勘定 ー百万円 ・研究勘定 453 百万円 ・基金勘定 598 百万円 ・承継勘定 2,932 百万円 (注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 (イ) 利益剰余金 各勘定別の令和元～４年度末の各期末時点における利益剰余金は以下のとおり。 ・令和元年度末 公健勘定 512 百万円 研究勘定 58 百万円 基金勘定 100 百万円 承継勘定 9,344 百万円 ・令和２年度末 公健勘定 558 百万円 研究勘定 112 百万円 基金勘定 295 百万円 承継勘定 10,518 百万円 ・令和３年度末 公健勘定 692 百万円 研究勘定 251 百万円 基金勘定 482 百万円 承継勘定 11,428 百万円 ・令和４年度末 公健勘定 855 百万円	度計画予算等を作成した。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。 令和５年度においても引き続き中期計画に基づき作成した予算の適切な執行管理を行う。 ②適切な資金運用 ○ 資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、効率的な運用を図り、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により、普通預金残額を圧縮させた。(金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和４年度 93.4%、平成 30 年度比 4.4 ポイント増) ○ 機構の経営理念に合致するものとして、その使途がグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトのための債券、または環境負荷が相対的に低いと判断される債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを行った(令和元年度)。 ○ これらの取組みを毎年度段階的に実施した結果、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の購入を順次増加(令和４年度実績：令和元年度比 4.1 倍)させ、第４期中期目標期間(４年度目まで)において合計 355 億円購入し、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めた。 <課題と対応> ○ 第５期中期目標期間においても、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 ○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題	で)において合計 355 億円購入し、環境保全等に資金面から貢献した。 運営費交付金債務の発生要因等についても、各事業において具体的に分析がなされている。 以上のことから、資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、環境保全等に資金面から貢献してきており、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	
--	--	--	--	--	--	--

		② 適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。		研究勘定 490 百万円 基金勘定 598 百万円 承継勘定 11,957 百万円 ②適切な資金運用 i) 「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。 ii) 平成 28 年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、 ア．預金引き合い対象金融機関を追加するとともに、引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等の預金運用の弾力化を図った。 イ．市中金利の上昇が見込めない状況が続くなか、短期の預託金等の再運用が困難な状況を考慮し、中・長期の債券の取得による再運用や短期の運用においても大口定期預金等による運用を拡大した。 ウ．無担保社債の保有上限を各資金の 3 割から 5 割に拡大した（令和 2 年度 公害健康被害予防基金及び地球環境基金）。 更に、債券銘柄の安全性を考慮した上で、債券取得割合の上限を基金総額の 3 割から 5 割、単年度の取得額上限を 80 億円から 100 億円にポートフォリオを見直した（令和 2 年度 石綿健康被害救済基金）。 これらの結果、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図る（金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和 4 年度 93.4%、平成 30 年度比 4.4 ポイント増）とともに、中・長期の債券取得により、償還時期の平準化を図った。 iii) 機構の経営理念に合致するものとして、その使途がグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトのための債券、又は環境負荷が相対的に低いと判断される債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを行った（令和元年度）。 安全性を確保しつつ、より購入し易くするため、同取得基準の購入社債の格付を緩和する改正を行	の解決等を目的とした債券の購入を進めていく。	
--	--	--	--	--	-------------------------------	--

			う（令和3年度）など SDG s に関わる債券の市場が拡大し、需要も高まる中で、今後も引続き積極的に取得できるように、債券取得基準等の見直しに努めた。 第4期中期目標期間（4年度目まで）においては、機構の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の購入を順次増加させ、合計 355 億円購入した。 グリーンボンド・ ソーシャルボンド等の購入額 <table><tr><td>年度</td><td>購入額</td></tr><tr><td>元</td><td>35 億円</td></tr><tr><td>2</td><td>35 億円</td></tr><tr><td>3</td><td>140 億円</td></tr><tr><td>4</td><td>145 億円</td></tr><tr><td>計</td><td>355 億円</td></tr></table>	年度	購入額	元	35 億円	2	35 億円	3	140 億円	4	145 億円	計	355 億円		
年度	購入額																
元	35 億円																
2	35 億円																
3	140 億円																
4	145 億円																
計	355 億円																